

就業環境を整えて 新規採用・人材定着の効果アップ！

葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金

障害者・高齢者・女性など、あらゆる方が働きやすい

職場環境にするため、事業所内の

工事等経費の一部を補助します



申請受付期間：令和6年11月1日(金)～令和7年2月28日(金)

対象者

- 1 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業などであること
- 2 葛飾区内に事業所、営業所、支店、工場または店舗があること（本店が区外でも可）
- 3 上記事業所等で、常時使用する従業員が1人以上いること（パート・アルバイト可、家族従業員・役員は含めない）
- 4 育児・介護休業法に対応した就業規則がある/作成予定（R7.3まで）であること
※葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の利用実績がある場合もOK
- 5 目的・対象が類似した他の補助金等を受ける予定である者（受けた者）でないこと
- 6 前年度課税分の法人税/特別区民税の滞納がないこと（ほか）

対象経費

葛飾区内の事業所、営業所、支店、工場または店舗において実施するもの かつ

人材の確保・定着に役立つ、以下の施設の新設/改修の工事・設計費

※令和7年3月までに支払い終了するものに限りです。

- (1) 従業員用のトイレ・ロッカー室・休憩スペース
- (2) 女性（男性）が少ない事業所における女性（男性）専用施設
- (3) 手すりや段差改善など、バリアフリー対応を目的とする施設

助成率等

助成率：対象経費の1/2

助成限度額：250万円

※1事業者1年度につき1回のみ申請できます。

申請
・
問合せ

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1テクノプラザかつしか

TEL：03-3838-5556

（平日8:30～17:00まで）

MAIL：051200@city.katsushika.lg.jp



区HP（事業案内・オンライン手続）



葛飾区 人材確保 助成金

助成金の申請方法



<手続きの流れ>

R7.2.28まで

オンライン/窓口/郵送で交付申請

※ <交付申請に必要な書類>を用意



区HP(事業案内・オンライン手続)

(区) 審査し、助成金交付決定通知書を送付

助成対象事業(設計/工事)を実施

助成対象事業が完了～
工事代金等支払

R7.3.31まで

オンライン/窓口/郵送で実績報告

※ <実績報告に必要な書類>を用意



区HP(事業案内・オンライン手続)

(区) 審査し、助成金交付額確定通知書を送付

メール/窓口/郵送で助成金を請求

※ 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付請求書(第9号様式)を使用

(区) 審査し、助成金額を支払

<交付申請に必要な書類>

- ① 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 人材確保・人材定着支援事業計画書(別紙様式1)
- ③ 企業概要(別紙様式2)
- ④ (法人の場合) 法人都民税納税証明書
- ⑤ (個人の場合) 特別区民税納税(非課税)証明書
※ 葛飾区外在住の場合は、特別区民税の事業所課税(葛飾区分)の納税証明書
- ⑥ 就業規則
※ 育児・介護休業法に対応した就業規則
※ 交付申請時に提出できない場合は、実績報告提出(R7.3.31)の際に必ず提出
- ⑦ 見積書又は契約書の写し
- ⑧ 従業員名簿(別紙様式3)

<実績報告に必要な書類>

- ① 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金実績報告書(第7号様式)
- ② 助成対象事業実施後の写真
- ③ 助成対象事業の領収書の写し
- ④ (交付申請時に就業規則を提出していない場合) 労働基準監督署に届出した就業規則
※ 育児・介護休業法に対応した就業規則



様式は、区ホームページからダウンロードしていただくか、産業経済課窓口でお渡しします。